

(別添)

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件(案)」について(概要)

1 改正趣旨

水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に基づく水道水の水質基準に係る検査方法については、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号。以下「検査方法告示」という。)において、水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)に基づく水道施設の技術的基準に係る資機材等の材質に関する試験方法については、資機材等の材質に関する試験(平成12年厚生省告示第45号。以下「資機材等試験方法告示」という。)において、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)に基づく給水装置の構造及び材質の基準に係る試験方法については、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験(平成9年厚生省告示第111号。以下「給水装置試験方法告示」という。)において、それぞれ定められている。

今般、六価クロム化合物に係る水質基準の変更に伴い、検査方法の見直しを行ったため、上記の検査方法告示、資機材等試験方法告示及び給水装置試験方法告示について所要の改正を行う。

また、検査方法告示について、水道水質検査法検討会における検討結果を踏まえて、昨今の分析技術の進歩により見直しが必要とされた事項について所要の改正を行う。

2 改正概要

(1) 検査方法告示

(ア) 開封後保存した場合でも使用できる標準液の追加(総則的事項関係)

別表第13に規定されているイオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法における陰イオン混合標準液について、開封後保存したものであっても一定条件を満たす場合には使用することができるようにする。

(イ) フレーム—原子吸光光度計による一斉分析法の項目から六価クロム化合物の削除(別表第4関係)

六価クロム化合物に係る水質基準値が強化されることに伴い、別表第4に規定されているフレーム—原子吸光光度計による一斉分析法では基準値となる 0.02mg/L の 10 分の 1 (0.002mg/L)の定量下限値の精度が確保できなくなるため、対象とする項目から六価クロム化合物を削除する。

(ウ) シアン化物イオン及び塩化シアン混合標準液の追加(別表第12関係)

別表第12に規定されているイオンクロマトグラフ—ポストカラム吸光光度法における標準液の調製及び検量線の作成について、シアン化物イオン及び塩化シアンを混合した混合標準液による方法を可能とする。

(エ) 陰イオン類の分析方法の整理・統合(別表第13及び別表第16の2関係)

別表第13に規定されている陰イオン類の一斉分析法及び別表第16の2に規定されているイオンクロマトグラフ法については、対象とする項目を同時に測定可能であることから、別表第16の2を削除し別表第13に統合する。また、混合標準液の保存性、試料採水時の塩素

(別添)

除去剤の適用拡大及び試料の保存期間を統一することが確認できたため、併せて改正する。

(オ) 液体クロマトグラフー質量分析法の対象項目への塩素酸の追加 (別表第 18 の 2 関係)

別表第 18 の 2 に規定されている液体クロマトグラフー質量分析法において、臭素酸と塩素酸との同時測定が可能であることが確認できたため、塩素酸を追加する。

(カ) 標準液に係る規定の改正 (別表第 18 及び別表第 18 の 2 関係)

別表第 18 に規定されているイオンクロマトグラフーポストカラム吸光光度法における臭素酸標準液及び別表第 18 の 2 に規定されている液体クロマトグラフー質量分析法における陰イオン混合標準液について、標準原液から精製水で希釈する際の濃度を所定の倍率としているところを一定の範囲内で任意とすることに変更する。

(キ) その他

別表第 5 に規定されている検量線の作成のために調製する溶液を金属類標準原液からも調製可能にする等所要の改正を行う。

(2) 給水装置試験方法告示

第 2 の「3 分析方法」に規定する浸出液の分析方法について、六価クロム化合物に係る分析方法から「フレイムー原子吸光光度法」を削除する。

(3) 資機材等試験方法告示

「3 分析方法」に規定する浸出液の分析方法について、六価クロム化合物に係る分析方法から「フレイムー原子吸光光度法」を削除する。

3 根拠法令

(1) 検査方法告示

水質基準に関する省令

(2) 給水装置試験方法告示

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第 2 条第 1 項

(3) 資機材等試験方法告示

水道施設の技術的基準を定める省令第 1 条第 17 号ハ

4 適用期日等

告示日：令和 2 年 3 月 (予定)

適用期日：令和 2 年 4 月 1 日